

児童虐待による重篤事例 検証報告書
(平成 23 年 3 月発生 0 歳 5 か月女児重篤事例)

平成 25 年 5 月

横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会

目次

はじめに	1
1 事例の概要	2
2 事例検証により省みられた問題点・課題	4
3 事例検証による改善への提言	5
おわりに	9

<資料>

資料1	検証委員会の概要	10
資料2	横浜市 児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領	11

はじめに

全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しており、今なお痛ましい事件が後を絶ちません。

横浜市においても、児童虐待の新規把握件数は、統計を取り始めた平成5年に109件であったものが、平成23年度は820件となり、過去2番目に多い件数となっています。

横浜市では、平成22年度に市長自らが参加した「児童虐待対策プロジェクト」を立ち上げ、平成24年度には区役所と児童相談所の連携を強化することを目的に「児童虐待対策連携強化プロジェクト」を設置し、児童虐待対策を推進してきました。

しかし、そうした中、平成23年3月に、父親によって0歳5か月の女兒が激しく揺さぶられ重傷を負った事例（「乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）」（*1）の事例）が発生しました。

本委員会では、現在、横浜市内で発生した4件の事例検証を行っています。本報告書はそのうちの1件となりますが、他の事例については検証を継続中であり、関係機関へのヒアリング結果や刑事事件裁判の公判内容等を踏まえて検証を進め、報告書にまとめたいと考えています。

当委員会による検証は、今後、このような重篤事例の再発を防止するために、事実関係に基づき、問題点・課題を整理し、取り組むべき具体的方策を示すことを目的とするものであり、関係者の批判や責任追及を目的とするものではありません。

本検証によって、横浜市はもとより、他の地域においても児童虐待による重篤事例が未然に防止され、子どもの健やかな発達と成長に役立っていくことを願ってやみません。

横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会 委員長 新保 幸男

*1 「乳幼児揺さぶられ症候群(Shaken Baby Syndrome)」

乳児や乳幼児期早期の子どもを激しく揺ることにより、びまん性脳浮腫、硬膜下もしくはクモ膜下出血および網膜出血をおこすもの。（『子ども虐待の臨床 医学的診断と対応』編著：奥山眞紀子ほか 南山堂 2005年）

1 事例の概要

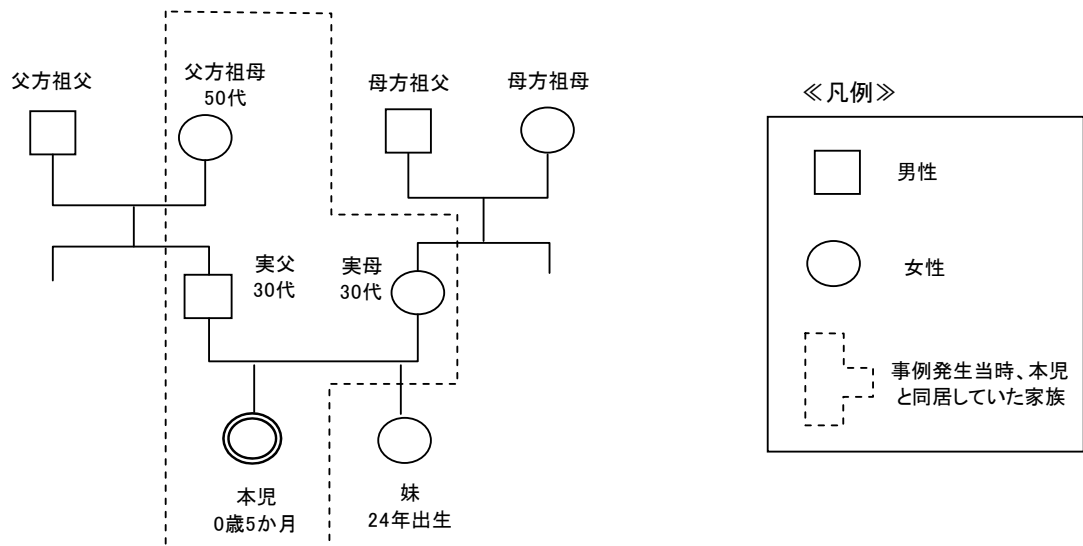
(1) 事例の概要

平成23年3月22日に病院に搬送された女兒（0歳5か月。以下「本児」と記載）について、乳幼児揺さぶられ症候群（SBS=Shaken Baby Syndrome）による虐待の疑いがあるとして、病院から児童相談所に通告があった。実父は自宅で本児を激しく揺さぶり、急性硬膜下血腫や網膜出血などの重傷を負わせた疑いで、平成24年7月、逮捕された。（本児は脳や両目に重度の後遺症が残った。）

実父は逮捕当時、容疑を否認していたものの、公判では起訴事実を認め、平成24年12月25日、「懲役3年、保護観察付き執行猶予5年」の判決が言い渡された。（控訴は行われず刑が確定している。）

(2) 世帯構成

事例発生（平成23年3月）当時、実父（30代）、実母（30代）、本児（0歳5か月）、父方祖母（50代）の4人世帯であった。（その後、平成24年に妹が出生）



(3) 経過概要

平成22年3月26日	実母が区役所に来所し妊娠届出書を提出
平成22年10月	本児出生
平成22年12月15日	こんにちは赤ちゃん訪問実施
平成23年1月13日	区役所が助産師による母子訪問を実施
1月頃	（このころ、実父は勤めていた仕事を辞め、実母は出産のため休んでいた仕事を再開し、日中の本児の主たる養育者は実父となっていた）
平成23年2月7日	A病院を受診。右頬に哺乳瓶を当てたような熱傷。 （_____下線部は実父の刑事事件の公判により明らかとなった情報）
平成23年3月11日	4か月児健康診査受診
平成23年3月22日	事例発生
同日	実父母が、本児を連れてB病院を受診

平成 23 年 3 月 23 日	B 病院では対応が困難であったため、本児は救急車で C 病院へ搬送される（実父母も同行）。本児は C 病院に入院
同日	児童相談所が B 病院及び C 病院から虐待通告を受理
平成 23 年 4 月 14 日	入院先の C 病院において本児の一時保護を開始
同日	児童相談所から、実父母、父方祖母へ、児童虐待の疑いがあると伝える。
平成 23 年 9 月 7 日	本児が C 病院を退院し、乳児院へ一時保護先を変更
平成 23 年 10 月 1 日	本児の一時保護を解除し、同乳児院へ入所措置
平成 24 年 7 月 15 日	実父が傷害容疑で逮捕される。
平成 24 年 12 月 25 日	実父の刑事事件裁判の判決が言い渡される（懲役 3 年、保護観察付き執行猶予 5 年）。

(4) 事例発生前の関係機関の関わり

ア 区役所（こども家庭支援課）

(ア) 母親教室・両親教室

母親教室… 全 4 回のうち、1 回目～3 回目まで参加。

両親教室… 両親教室に申込みをしていたが、当日の参加はなかった。

(イ) 母子訪問

生後 2 か月頃、助産師（委嘱訪問員）により家庭訪問（母子訪問）を実施し、本児及び実母と面接を行った。また、実母に対して子育てに関するアンケート調査（*2）を行ったが、実母の精神面や育児に関する状況については問題点は認められなかった。

なお、母子訪問時の調査で、“実父は育児に協力的であるが気落ちしてしまう（めげてしまう）ことがあること。実父が夜間に本児を抱くと、本児が大泣きすることがあること”などを実母から聞きとったが、実父による養育状況をさらに詳しく聞くことまではしなかった。

*2 子育てに関するアンケート調査

新生児がいる家庭を保健師や助産師が訪問した際に、自己記入式の 3 つの質問票（①エジンバラ産後うつ質問票、②赤ちゃんへの気持ち質問票、③育児支援チェックシート）を用いて、母親の精神面や育児に関する状況を把握し、母親への支援のために活用する調査手法。

(ウ) 4 か月児健康診査

本児の身長や体重などの身体発達面は順調。医師による診察では特記すべき所見を認めず。実母は問診票において、「昼間の主な保育者」について「父親」であると記入し、本児は抱っこしたときに「そり返りやすい」こと、「育児をされていてイライラすることが多いですか」の質問に「どちらとも言えない」と答えていた。

イ 育児教室

4 か月児健康診査時の問診票で育児教室（地域で行われている育児教室）に参加しているとの記載があった。（区内で実施している育児教室の参加者名簿を調べたが参加状況等は確認できなかった。）

ウ 児童相談所

児童相談所の関わりは、事例発生後、B病院からの通告を受理した以降の関わりのみであり、事例発生前の関わりはなかった。

エ 医療機関

事例発生の約一か月半前（平成23年2月7日）、本児は右頬の熱傷（Ⅱa度）（*3）により、夜間に市内のA病院を受診している。受診の際、両親は本児の熱傷について「哺乳瓶が当たった」と説明していた。本児がA病院を受診したのは、この日の一回のみ。

右頬の熱傷により本児が病院を受診していたことについては、実父の刑事事件の公判により、初めて明らかになったことであり、A病院から区役所や児童相談所等への連絡（通告）はなかった。

なお、実父は、公判で「私の不注意で哺乳瓶が倒れてしまった」と供述している。

*3 熱傷(Ⅱa度)

表皮より深い真皮まで達した熱傷のうち浅達性のものを言う。水疱（みずぶくれ）ができるのが特徴。通常、1～2週間で痕を残さず治癒する。

オ その他の関係機関、要保護児童対策地域協議会

その他、事例発生前に特別な関与があった関係機関はなく、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の事例にもあげられていなかった。

2 事例検証により省みられた問題点・課題

(1) 乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）の危険性の周知に関して

実父は刑事事件の公判において「乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）」について「知らなかった」と供述しており、当時本児の主たる養育者であった実父が「乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）」の危険性について、理解していなかった状況が伺えた。

また、実父は、公判において、その行為に至った理由について、「いろいろなストレスがあった。大泣きしたときにカッとなって衝動的にやった。」とも述べていた。

「乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）」の危険性については、「母子健康手帳」や「子育てガイドブック（どれどれ）」、「こんにちは赤ちゃん訪問時に手渡すリーフレット（こんにちは赤ちゃん）」等に記載して情報提供している。また、両親教室（母親教室）や地域の育児教室等の機会において、保健師や助産師等から注意喚起しているが、結果的に、本事例の主たる養育者であった実父には行き届いていなかったようである。

「乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）」の危険性については既に様々な形で情報提供に努めているが、その正しい理解が必要な養育者に対して確実に情報が届けられるよう、また、子どもが泣きやまないときの具体的な対処方法も併せて、これまで以上に周知していくことが必要である。

(2) 父親に対する育児支援に関して

実父は機械工の仕事をしていたが、平成23年1月頃に退職し、事例発生（平成23年3月）当時は無職であった（実父の刑事事件の公判等で得られた情報）。一方、実母は日中に仕事をしており、事例発生当時、日中の本児の主たる養育者は実父となっていた。

区役所が母子訪問を実施した際、訪問員は実母と面接し、「実父は育児に協力的である」と聞き取った。また、「実父は協力的ではあるが、気落ちしてしまう（めげてしまう）ことがある」こと、「実父が夜間に本児を抱くと、本児が大泣きすることがある」ことなどを実母から聞き取っていた。なお、4か月児健康診査の問診票には、昼間の主な養育者（保育者）について「父」であることが記載されていた。

区役所では、母子訪問や4か月児健康診査において、本児や実母とは対面しているものの、当時主たる養育者であった実父との直接的な接触はなかった。

主たる養育者が実父であることを把握した時点において、実際に養育している実父に直接会うなどして実父による養育状況を的確に捉えていれば、必要な支援に結びつけることができた可能性があったと考えられる。

訪問や乳幼児健康診査等の機会においては、養育環境は日々変化する可能性があることを前提として、「養育者が誰であるのか」、「養育がどのように行われているのか」の把握に努めるとともに、実際の養育者（父親が主たる養育者であるならばその父親）に対して具体的にどのような支援が必要であるかという視点を持って支援していくことが重要である。

(3) 医療機関における虐待対応について

本事例発生の約一か月半前に、本児が右頬の熱傷により夜間に病院を受診していたことについて、検証委員会によるヒアリングでA病院の医師（皮膚科医）に確認したところ、「診た限りでは、虐待とは言い切れなかった」とのことであった。

実父は、公判で「私の不注意で哺乳瓶が倒れてしまった」と供述しており、熱傷の原因の詳細は定かではない。

しかし、哺乳瓶が当たった（もしくは長時間当たったままになっていた）ことにより、「II a度」という比較的重い熱傷を右頬に負ったということから、虐待や不適切養育の可能性を視野に入れて、院内で組織的な検討が行われ、病院から児童相談所や区役所へ相談（通告）がなされていたら、本世帯が必要な支援に結びつけられた可能性もあったと考えられる。

なお、当時、A病院では、虐待が疑われる事例等への対応を組織的に判断するための虐待防止委員会等の設置はなく、児童虐待の対応に関するマニュアル等も設けられていなかった。しかし、その後、同病院では本事例の発生とは無関係ながら、院内に「虐待防止委員会（虐待対応組織）」が設置され、「児童虐待防止に関するマニュアル」が整備され、運用されている。

3 事例検証による改善への提言

(1) 乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）発生予防の広報・啓発のさらなる推進

ア 効果的な広報・啓発、具体的な対処方法の周知

「乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）」の危険性については既に様々な形で情報提供されているが、現に乳幼児の養育にあたっている父母等に対して、必要な情報

が確実に届けられるように、さらに効果的な広報・啓発及び周知の方法等を検討していく必要がある。

具体的には、産科医療機関にポスター等を掲示することや、「乳幼児揺さぶられ症候群（ＳＢＳ）」発生予防の啓発DVDを活用することなど、より効果的な機会や場面、広報・啓発及び周知方法等について検討されたい。

なお、「乳幼児揺さぶられ症候群（ＳＢＳ）」の周知にあたっては、危険性のみを伝えるのではなく、具体的な対処方法を併せて伝えていくことが重要である。

子どもが泣き続けてイライラしたら、まずは、落ち着くことが大切であり、「深呼吸をしてみる」、「赤ちゃんを安全なところにあお向けに寝かせて、数分間、その場から離れる」といった、具体的な対処方法をわかりやすく伝えることが必要であり、それらの点を留意して進められたい。

イ 父親（男性の養育者）を意識した広報啓発の取組

一般的に男性は女性に比べて力が強く、父親（男性の養育者。以下「父親」と記載）による行為は重篤化しやすいことを認識しなければならない。

そのため、「乳幼児揺さぶられ症候群（ＳＢＳ）」の危険性についての周知は、母親に対してのみではなく、父親に対しても当然に必要であり、父親を意識した効果的な広報・啓発・周知方法等を検討されたい。

（２）父親（男性の養育者）に対する育児支援に関して

ア 主たる養育者の把握と養育状況の的確な把握

乳幼児の養育状況を把握し、適切な支援に結びつけていくために、まずは、誰が「主たる養育者」となっているのかを正確に捉えていくことが重要となる。また、養育状況を具体的に把握するには、その「主たる養育者」に直接会うことが有用であるため、乳幼児健康診査や訪問等により、できる限りその養育者に直接会って確認するなど、適切な状況把握に努められたい。

養育状況を具体的に把握する手段として、乳幼児健康診査の帳票に「誰が来所したのか」を記述する欄を設けたり、母子訪問の帳票に「誰と面接を実施したのか」「主たる養育者は誰か」を記述する欄を設けることも良いと思われる。また、父母が就労している場合などの養育状況を詳しく把握するための「24時間の養育状況」を記載する欄を設けるなど、訪問や乳幼児健康診査において使用する各種様式の改善等も検討されたい。

なお、養育者への支援は「主たる養育者」のみならず、育児に係る全ての人（家族）を対象として必要性を判断していかなければならず、その点に留意して進められたい。

イ 父親（男性の養育者）への支援を意識した取組

特に父親による養育状況を把握するため「父親がどのように育児に関わっているか」、「父親は具体的にどのような育児を行っているか」、「育児にあたり父親が困っていることはないか」など、父親の育児関与の状況を把握するための具体的な質問を用意するなど、父親への支援を意識した取組を検討されたい。

ウ 職員の意識及び援助技術の向上

訪問や乳幼児健康診査等の機会において的確に養育状況を把握し必要な支援に結びつけていくためには、訪問や乳幼児健康診査に対応する職員の意識の向上や援助技術の向上が不可欠である。職員の経験に応じた専門的な研修を定期的実施するなど、人材育成の強化にも留意されたい。

また、養育者の状態を的確に把握し、必要な支援に適切に結びつけるためのツール（チェックリスト等）や、その活用方法についても検討されたい。

(3) 医療機関における虐待対応について

ア 医療機関における児童虐待対応の体制整備促進

医療機関においては児童虐待事例を早期に発見し、重篤な虐待への進展を防止することが重要である。

明らかな虐待でなくとも、子どもの身体的所見や養育者の様子から不自然なところがあった場合には児童虐待の可能性を視野に入れた対応がなされ、区役所や児童相談所に対して適時に通告や相談が行われることが必要である。

複数の診療科を持つ病院においては、例えば「地域連携室」等の、院内外で連携の役割を担う部門が中心となって、「虐待防止委員会（虐待対応組織）」が設置されたり「児童虐待防止に関するマニュアル」が整備されたりすることは、医療機関における児童虐待への組織的対応力の向上に繋がるものと考えられる。

特に、急患対応が多く規模が大きな病院等においては、院内でそうした整備が進められていくことが望ましい。医療機関における児童虐待対応の体制整備については、行政からも各医療機関に対して働きかけを行うなどして、その促進、支援に努められたい。

イ 医療機関との連携推進

児童虐待の早期発見・早期対応において医療機関の果たす役割は非常に大きく、要保護児童対策地域協議会等を通じて、医療機関との連携を日頃より積極的に推し進められたい。

児童や養育者が医療機関に加療歴がある場合などは、その診療科からの情報も重要となることから、小児科のみならず、産科や精神科、歯科等、その他の診療科との連携も積極的に図られたい。

また、医療現場で従事している医師や看護師等の医療スタッフに対して児童虐待対応の理解を深めるための研修を実施するなど、医師会や歯科医師会、各医療機関等の協力を得ながら、より具体的で実践的な取組を進められたい。

ウ 守秘義務や個人情報保護に関する関係法令等の適切な周知

医療機関が児童虐待の防止や対応のために、個人情報が必要且つ相当な範囲で区役所や児童相談所に対して情報提供することは、児童虐待防止法や児童福祉法等に基づくものであり、法令違反ではない。

医師等の医療従事者が守秘義務や個人情報保護との関係から情報提供（通告等）を躊躇することなどがないように、その根拠となる関係法令等について、医療機関等に対して改めて周知することが必要である。

また、児童相談所や区役所から医療機関への情報提供に関しても同様であり、その根拠となる関係法令等について、児童相談所や区役所に対しても周知徹底されたい。

なお、医療機関との連携強化に関しては、平成24年11月に厚生労働省から発出された「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成24年11月30日付 雇児総発1130第2号 雇児母発1130第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）において具体的且つ明瞭に示されているところであり、同通知の内容を医療機関や区役所、児童相談所等に対し改めて周知されたい。

おわりに

今回、報告書にまとめた事例は、事件が発生するまで児童相談所との関わりが全くなかった事例でした。また、乳幼児健康診査など通常の区役所との関わりはありましたが、継続的な支援は行われていませんでした。

「乳幼児揺さぶられ症候群（ＳＢＳ）」による死亡事例は全国各地で報告されており、その危険性も少しずつ市民に認識されつつありますが、発生予防の対策は未だ十分ではありません。

本報告書では、①「乳幼児揺さぶられ症候群（ＳＢＳ）」発生予防の広報・啓発のさらなる推進、②父親に対する育児支援、③医療機関における虐待対応、という３点について提言をまとめました。

関係機関の関わりが少なかった事例ですが、検証を行い事例を振り返ったことにより、虐待の早期発見・早期対応、発生予防を今後さらに推し進めていくための、新たな視点を見いだすことができたように思います。

本報告書の検証結果が報告のみに留まらず、様々な取組に具体的に生かされることが重要です。

本事例は、横浜市が平成 22 年度にまとめた「児童虐待対策プロジェクト」に掲げられた対策を推進しているさなかに発生したものです。その意味でも、本事例を改めて重く受け止めることが必要であり、「児童虐待死の根絶」に向けて、横浜市と関係機関がさらに連携・協力して取り組むことを期待します。

資料1 検証委員会の概要

1 検証委員

第29期横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会委員

(平成24年12月13日現在) 50音順・敬称略

氏名	職名
飯島 奈津子	横浜弁護士会 弁護士
大場 エミ	恩賜財団母子愛育会総合母子保健センター研修部長
大森 武	社会福祉法人湘南福祉協会 湘南病院 医師
柏 かよ子	横浜市主任児童委員連絡会
◎ 新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部教授
早川 悦子	鶴見大学短期大学部保育科 准教授

◎印…委員長

2 開催概要

第29期横浜市児童福祉審議会 児童虐待による重篤事例等検証委員会

<第1回 検証委員会> 平成24年12月13日(木)

事例の概要説明。検証の進め方、スケジュール確認

<第2回 検証委員会> 平成25年1月11日(金)

事例の概要及び経過の説明。関係機関への確認事項及びヒアリング先の検討

<第3回 検証委員会> 平成25年1月21日(月)

関係機関への状況確認結果報告。問題点・課題の整理検討

<関係機関ヒアリング> 平成25年1月31日(木)

市内A病院

<第4回 検証委員会> 平成25年2月18日(月)

関係機関ヒアリング結果報告。問題点・課題の整理検討

<第5回 検証委員会> 平成25年3月8日(金)

報告書素案作成

<第6回 検証委員会> 平成25年4月12日(金)

報告書案検討

※検証委員会では同時に複数の事例の検証を行っていますが、上記各回の経過は、本報告書において報告する「平成23年3月発生 0歳5か月女児重篤事例」に関する内容を記載しています。

資料2 横浜市 児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領

制定：平成20年3月28日 ここ第5443号（局長決裁）

（目的及び設置）

第1条 児童虐待の防止等に関する法律 第4条第5項に基づき、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、児童虐待による重篤事例等検証委員会（以下「検証委員会」という。）を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置する。

（構成）

第2条 検証委員会の委員は、横浜市児童福祉審議会運営要綱第3条に基づく臨時委員6人以内をもって構成する。

2 検証委員会に委員の互選による委員長を1名置く。

（業務）

第3条 検証委員会は、次の業務を行う。

- (1) 児童相談所または区が関与していた虐待による重篤事例等及びこども青少年局で検証が必要と認める事例につき、必要な検証を行う。
- (2) 検証の結果は、報告書を作成のうえ、児童福祉審議会児童部会において報告する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は児童福祉審議会委員の任期とする。

（検証方法）

第5条 検証は、次の方法により行う。

- (1) 事例ごとに行うが、複数例を合わせて行うことも差し支えないこととする。
- (2) 区、児童相談所、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、必要に応じて、関係機関ごとのヒアリング、現地調査等を実施する。
- (3) 調査結果に基づき、課題等を明らかにし、再発防止のために必要な事項を検討する。

（守秘義務）

第6条 検証委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議の非公開等）

第7条 プライバシー保護の観点から、会議は非公開とすることができる。

（事務局）

第8条 運営に必要な事務は、こども青少年局こども家庭課が行うこととする。

附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

児童虐待による重篤事例検証報告書
(平成23年3月 0歳5か月女児重篤事例)

平成25年5月

横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会

事務局 横浜市こども青少年局こども家庭課
横浜市中区港町1-1 電話 045 (671) 4288